平成３１年２月 藤沢市議会定例会
厚生環境常任委員会資料

介護保険課における不適正な事務処理の対応状況について

平成３０年１１月２６日の決算特別委員会において，第三者行為求償事務の処理を放置してきた１２６件のうち，介護サービスの利用があり求償が必要と判断した件数が４６件となることについて説明をいたしました。

この４６件につきましては，神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」とします。）の協力のもと，求償に向けた処理を進めてきたところですが，現在の対応状況について報告するものです。

１　求償が必要と判断した４６件の状況について（平成３１年２月１日時点）

（１）求償不能　８件　※求償対象額 合計 2,620,953円 【表１】
（２）国保連合会へ求償委託中　１５件
（３）被害者へ求償書類依頼中　３件　} 【表２】
（４）相手方の無責等による非該当　２０件

※ 求償対象額につきましては，事故を起因とした給付額（事故後から症状固定月までの介護サービス費用）に，国保連合会が判定した加害者側の過失割合を乗じて得た額となります。

この求償対象額をもとに，国保連合会を通して相手方（損害保険会社等）と交渉し，賠償金額が確定することとなります。

また，市が収納した賠償金額の５％が手数料として国保連合会に支払われます。

なお，求償不能となった案件につきましては，被害者又はその法定代理人が，損害及び加害者を知ったときから３年間未請求であり，賠償義務者の「時効期間満了」の主張（時効の援用）により損害賠償請求権が消滅したものです。

【表１】求償不能となった８件の内訳

	事故発生年月日	求償対象期間（注）における介護サービス給付額 Ⓐ	加害者過失割合Ⓑ	求償対象額（Ⓐ×Ⓑ）
1	H25.10.28	47,250円	65%	30,712円
2	H26.1.14	84,415円	80%	67,532円
3	H26.3.29	843,484円	90%	759,135円
4	H26.4.26	1,468,776円	90%	1,321,898円
5	H26.12.8	152,792円	100%	152,792円
6	H27.1.5	240,464円	50%	120,232円
7	H27.7.15	64,670円	100%	64,670円
8	H27.9.1	103,982円	100%	103,982円
合　計		3,005,833円		2,620,953円

（注）求償対象期間とは，事故を起因とした介護サービス利用期間のうち，事故後から症状が固定された月までのこと。

【表２】現在，求償対象として事務処理を進めているもの。

	件数	介護サービス給付額（事故後から平成30年9月まで）	求償対象期間(注)における介護サービス給付額 Ⓐ	加害者過失割合Ⓑ	求償対象額（Ⓐ×Ⓑ）
国保連合会へ求償委託中	1件	1,342,929円	363,770円	70%（予定）	未確定（求償見込み額）254,639円
	14件	24,200,441円	国保連合会で調査中		未確定
被害者へ求償書類依頼中	3件	2,824,442円	書類が整い次第，国保連合会に委託して調査を実施		未確定

（注）求償対象期間とは，事故を起因とした介護サービス利用期間のうち，事故後から症状が固定された月までのこと。

２　今後の事務処理について

介護サービス費用の財源は，介護保険法に定めるとおり，利用者負担分を除き，原則として５０％が公費で賄われており，その内訳は，居宅サービスの場合においては，国が２５％，県と市が１２．５％ずつとなっています。公費負担を除く５０％の費用は介護保険料で賄うこととなります。

事務処理の方法としては，国保連合会へ求償委託を行い，相手方との交渉により賠償金額が確定し，国保連合会から決定の文書を収受した時点で，歳入の調定手続きを行うとともに，財源の法定割合に応じて，一般会計繰入金をはじめ，国や県等の各負担分について清算処理を行います。

国保連合会に委託中の１５件については，現在，国保連合会において求償に係る事務に着手しており，今後，賠償金額の確定に応じて順次会計処理を行います。

求償不能の８件については，賠償金額が確定できず，歳入の調定手続きを行えないことから，公費負担分の清算処理はできないものです。

３　再発防止に向けての対応

第三者行為求償事務につきましては，不適正な事務処理が発覚した直後より，収受簿兼処理簿を作成し，事故等の情報を得た段階から，担当者間のみならず管理職も進捗状況を確認できるよう見える化を図り，再発防止に努めております。

今後も，全庁における事務遅延等の取組を踏まえながら，引き続き，更なる職員の意識付けや事務作業の確認等，適正な事務執行に向けた取組を進めてまいります。

見直し後の作業手順につきましては，３ページに記載のとおりです。

第三者行為求償事務の作業手順（見直し後）

●介護認定調査による事故情報　●国保連合会の医療求償等の情報　●本人又は家族の申告

1．業務記述書兼リスク管理表に基づき，収受簿兼処理簿（以下「処理簿」という。）に対象者を入力し，管理職へ報告
2．対象者の介護認定及びサービス受給状況の調査（状況調査 → 処理簿入力）
3．対象者へ案内通知（起案 → 郵送 → 処理簿入力）
① 介護サービス有り　・・・・・「被害届」「事故証明書」等の提出依頼
② 介護認定有り、介護保険サービス利用無し
③ 介護認定無し
介護サービス受給の際の届出案内

●対象者から「被害届」「事故証明書」等の必要書類の提出

1．国保連合会へ委託（処理簿入力 → 起案 →「委任状」送付 → 処理簿入力）

●国保連合会から損害賠償請求受託の通知

1．請求受託の報告
（起案 → 処理簿入力）
2．国保連合会との調整
（書類送付等 → 処理簿入力）

●国保連合会から損害賠償金の送金の通知

1．国保連合会へ納付書の送付
（起案 → 処理簿入力）

●国保連合会から損害賠償請求事務受託の解除通知

1．受託事務解除の報告
（起案 → 処理簿入力）

処理完了

●国保連合会から損害賠償請求受託不能の通知

1．請求不能の報告
（起案 → 処理簿入力）

処理完了

※ 管理職と担当者は，毎月15日と月末に，処理簿及び関係書類により進捗を確認

以　上

事務担当　福祉健康部介護保険課